

意見募集は終了しました

野田市地域福祉計画（改訂版）（素案）に対する

パブリックコメント手続を実施します

1 募集の趣旨

市では、「野田市総合計画」に基づき計画的なまちづくりに取り組んでいます。個別の福祉分野における施策として、高齢者福祉分野では、シルバープラン（老人福祉計画及び介護保険事業計画）、障害者福祉分野では、障害者基本計画、障害福祉計画、児童福祉分野では、新エンゼルプラン、保健福祉分野では、健康づくり推進計画21などの各種施策を展開しています。これら各分野を包含し、各計画を推進するものとして平成17年3月に「野田市地域福祉計画」を策定し、計画の推進に努めてきました。

この計画は策定から5年が経過し、計画期間が終了することから、平成22年度から平成26年度を次期計画期間とする「野田市地域福祉計画（改訂版）」の策定作業を進めてまいりました。なお、策定に当たっては、地域福祉活動に対する市民の方の意識やご要望等を計画に反映したいと考えています。

この度、野田市地域福祉計画審議会の審議を経て、「野田市地域福祉計画（改訂版）」の素案がまとまりましたのでお知らせしますとともに、市民の皆さんから広くご意見、ご提案を頂きたく、次の方法でパブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の実施根拠

野田市パブリックコメント手続の試行に関する要綱第3条第1項第2号
「市の基本的な政策に関する計画及び大綱の策定及び改定」

3 意見募集の資料

- ◆ [野田市地域福祉計画（改訂版）（素案）](#) (PDF：127KB)

(参考資料)

- ◇ [野田市地域福祉計画（現行）](#)
- ◇ [社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抜粋）](#) (PDF：12KB)
- ◇ [野田市地域福祉計画審議会設置条例（平成15年野田市条例第92号）](#) (PDF：12KB)

4 閲覧方法

- ◆ 市ホームページ内 パブリックコメント手続からダウンロード
- ◆ 文書閲覧
 - ・市役所1階社会福祉課
 - ・市役所1階行政資料コーナー
 - ・いちいのホール1階行政資料コーナー

- ・各公民館（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、野田、関宿中央、関宿北部、関宿中部、関宿南部）
- ・各図書館（興風、南、北、せきやど）

5 意見の募集期間

平成 22 年 1 月 18 日(月)から平成 22 年 2 月 17 日(水)まで※意見募集は終了しました

6 意見を提出できる人

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤又は通学している方、本計画に利害関係を有する方

7 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

◇郵送の場合	〒278-8550 野田市鶴奉 7 番地の 1 野田市役所 保健福祉部社会福祉課 あて ※2月17日の消印有効
◇持参の場合	○市役所 1 階 社会福祉課（土・日・祝日を除く） 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
	◇意見投函箱 ○市役所 1 階総合案内 ○いちいのホール 1 階関宿支所 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで （土・日・祝日を除く） ○各公民館、各図書館（休館日を除く） 受付時間：各施設とも開館時間内
◇ファクシミリの場合	(FAX 番号) 04-7123-1095
◇電子メールの場合	ご意見はこちらから※意見募集は終了しました

8 書式について

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、野田市地域福祉計画（改訂版）（素案）に対する意見と書いて、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名）、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

9 意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意

見として取り扱いません。また、ご意見を頂いた方への回答は行いませんのであらかじめご承知おきください。

10 問い合わせ先

野田市役所 保健福祉部社会福祉課

電話 04-7125-1111 内線 2116